（様式 3-1）

# 国際共同研究事業
# 令和 5(2023)年度実施報告書

令和 6　年 4 月 18 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

［日本側代表者所属機関・部局］
京都大学大学院法学研究科
［職・氏名］
教授・西谷祐子
［課題番号］
JPJSJRP　20211702

1. プログラム名　英国との国際共同研究プログラム(JRP-LEAD with UKRI)

2. 研究課題名

（和文）　コロナ禍と法の役割――社会的弱者のための保護と復興

（英文）　Covid19 and the Law - Protection and Recovery for Vulnerable Groups

3. 共同研究実施期間

令和 3 年 12 月 1 日 ～ 令和 6 年 11 月 30 日( 3 年 0 ヶ月)

4. 相手国側代表者（所属機関名・職名・氏名【全て英文】）

British Institute of International and Comparative Law (BIICL), Centre for Comparative Law
・Director・Eva Lein

5. 当該年度実施状況

| |
|---|
| ・当該年度実施計画書の「当該年度実施計画の概要」の内容と対応させつつ、当該年度の実施状況を簡潔に記載してください。再委託又は共同実施を行った場合は、それぞれの実施状況がわかるように記載してください。<br>・当該年度又は前年度（複数年契約を締結し繰越を行った場合）の各費目における増減が研究経費総額の 50%（この額が 300 万円を超えない場合は 300 万円）に相当する額を超えた場合は、その理由と費目の内訳を変更しても計画の遂行に支障がないと考えた理由を記載してください。 |

本研究課題は，ポスト・コロナ社会の再構築のために，特に労働者や貧困層，移民・難民，女性や子どもなどの社会的弱者に焦点を当てて，日英のほか欧州各国との比較法を踏まえ，社会学・心理学・経済学の視点を取り入れながら国際的な学際共同研究を行うことを目的としている。日本側は西谷祐子教授が，英国側はエファ・ライン教授が，研究全体を総括し，5 つのクラスター（①契約及び紛争処理，②消費者保護及び倒産，③ビジネスと人権，④家族，⑤移民政策）に分けて相互に情報提供や意見交換を行うことで，各々共同研究を推進し，日英双方の若手研究者や大学院生も交えてセミナーやワークショップを開催する予定である。

令和 5 年度においては，コロナ後に海外渡航が本格化し，活発な交流を行った。英国側研究代表者であるライン教授とは，4 月に NYU 主催のシンポジウム（渡航費・滞在費は NYU 負担）でお会いして意見交換を行った後，6 月に本学にお越しいただき，研究打ち合わせを行ったほか，本学で開催したハイデルベルク大学との合同シンポジウムにご出席いただいた。また，国際私法学会（大阪大学にて開催）でも本研究課題による研究の一環として，AI と国際私法についてご報告いただいた。

西谷は，6 月に BIICL 及びケンブリッジ大学，ハイデルベルク大学に，8 月にシンガポール経営大学，9 月にハーグ国際司法会議シンポジウム,10 月に BIICL，ウェストミンスター大学及びオックスフォード大学，11 月にハーグ国際私法会議，及びベトナム経済法科大学，2024 年 1 月にハーグ国際法アカデミー，2 月にフィリピン裁判官アカデミーに渡航し，広範な比較法調査を踏まえてコロナ禍の影響及びその後の社会の再構築のあり方について，ビジネスと人権及び企業の責任，そして国際家族法の観点から検討を進め，研究発表を行い，各国の研究者及び実務家と意見交換を行って考察を深めた。また，小川氏が 6 月にメルボルン大学での ISA 世界社会学会に参加してコロナ禍と移民に関する意見交換を行い，小田切氏が 10 月に在ドイツ・メキシコ大使館で開催された子奪取条約に関するセミナーに参加してコロナ禍の影響について意見交換を行った。山本氏も 2023 年 11 月～2024 年 3 月にハンブルク・マックスプランク比較私法及び国際私法研究所に渡航してコロナ禍が及ぼす保証契約への影響について研究を行った。

令和 5 年度には，研究成果を相互に発表し，内容のすり合わせをする機会も 2 回設けた。2023 年 6 月 19 日にはウェビナーを開催して本研究課題に関する中間発表を行い，日本側からは大西准教授，小川教授が，英国側からはライン教授，Dodds 弁護士が報告をし，双方から複数名の参加を得た。また，10 月 18 日にもウェビナーを開催し（西谷は英国滞在中で BIICL にて参加），日本側からは西谷，小田切教授，ヴァルデンベルガー教授が，英国側からは Smit 研究員，Gauci 研究員が報告をし，相互の問題関心のすり合わせ及び日英ほか各国との比較研究を行った。これらのウェビナーを経て，本研究課題への参加者は，各々コロナ禍の影響と社会的弱者保護のための法的枠組みについて研究を進めてきた。以上の各参加者の研究成果を取りまとめて，2024 年秋頃には Elgar 出版社から英語で成果本を出版する予定であり（出版契約締結済み），同年 10 月 26 日には，各参加者が担当章について発表する形で，京都大学にて総括シンポジウムを行う予定である。このように本研究課題については，令和 4 年度までは海外渡航に不自由があったものの，令和 5 年度には活発な交流も行うことができ，順調に共同研究が進んでいるといえる。

7. 研究発表（当該年度において本共同研究の一環として本事業による支援を受けたことを明示して発表したものについて記載してください）

〔雑誌論文〕 計（ ２ ）件　うち査読付論文 計（ ２ ）件

| 通番 | 共著の有無*1 | 著者名、論文標題等*2 |
|---|---|---|
| 1 | なし | Yuko Nishitani, “Comparative Conflict of Laws”, in: Mathias Siems/Po Jen Yap (ed.), The Cambridge Handbook of Comparative Law (CUP, 2024), pp. 674-692. |
| 2 | なし | Yuko Nishitani, “New Developments of Private International Law in Japan and East Asia”, in: Olivier Gaillard/ Krista Nadakavukaren Schefer (ed.), Private International Law in East Asia. From Imitation to Innovation and Exportation (Hart Publishing, 2024), pp. 79-96. |
| 3 | | |

〔学会発表〕計（ ２ ）件　うち招待講演 計（ ２ ）件

| 通番 | 共著の有無*1 | 発表者名、発表標題等*2 |
|---|---|---|
| 1 | なし | 西谷祐子, 2023年11月1日オックスフォード大学Bonavero研究所主催ウェビナーにて「‘Business and Human Rights’ from an Asian Perspective」（英語） |
| 2 | なし | 西谷祐子, 2023年12月1日ベトナム経済法科大学（ホーチミン市）主催シンポジウムにて「Environmental Protection and Climate Change Policies and Law 2023: International & National Legislation Reaching Net-Zero Emissions — The Perspective of Developing Countries (EPCCPL 2023)」にて「Legal Challenges in Combatting Climate Change」（英語） |

〔図 書〕 計（ ０ ）件

| 通番 | 共著の有無*1 | 著者名、著書名等*2 |
|---|---|---|
| 1 | | |

*1 相手国側参加者との共著（共同発表）がある場合は〇と記入。

*2 当該発表等を同定するに十分な情報を記載すること。例えば学術論文の場合は、著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年（西暦）、最初と最後の頁、掲載論文の DOI、学会発表の場合は発表者名、発表標題、学会等名、発表年（西暦）、発表地（国名、国外開催の場合のみ）、図書の場合は著者名、著書名、出版社名、発行年（西暦）、総ページ数、ISBN、など（順番は入れ替わってもよい）。相手国側参加者との共著となる場合は、著者名が複数であっても省略せず、その氏名を記入し下線を付すこと。

*3 足りない場合は適宜行を追加すること。

8. 本事業による産業財産権の出願・取得状況（当該年度に出願又は取得したもの）

〔出 願〕　計（ ０ ）件

| 通番 | 産業財産権の名称、発明者、権利者、産業財産権の種類、番号、出願年、国内・外国の別 |
|---|---|
| 1 | 該当なし |

〔取 得〕　計（ ０ ）件

| 通番 | 産業財産権の名称、発明者、権利者、産業財産権の種類、番号、取得年、国内・外国の別 |
|---|---|
| 2 | 該当なし |

＊ 必要に応じて、欄を追加してください。